文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部 障害福祉課

1	補貝	力金	の名	ろ称等	<u> </u>						·					2	6年度調査
補	助	金	の	名	称	社会福祉法人文京槐の会運営費補助金											
根	拠		規	定	等	文京区	社会福祉	法人	.に対する	助尼	成に関する第	そ例	•社会福祉法	长人文	て京槐の会運	営費補助金	金交付要綱
創		設	:	年	月	平成	16	年	4	月	経過年数		10年	終了	~予定年月		
直	近 0	D 見	, 直	し年	月	平成	25	年	4	月	経過年数		1年				
見	直	L	ص ص	内	容	他の社会た。	福祉法	人及で	び障害福	业サ	ナービス事業	所と	との公平性の	観点	から補助対象	段経費の見	直しを行っ
						款		,	項		目		大事業		中事		実施計画事業番号
予		算	;	科	目	5 民生費		心身障 上費					社会福祉法人 の会運営補助	文京	1 社会福祉法 の会運営補助		
補	助	金	の	種	別	奨励	的補助	√	施設運営	含補	助 □扶	助的	的補助 🗌	投資	 賢的補助 [] 利子補統	 給
2																	
補		助		I	的	社会福祉	法人文	京槐の	の会の安介	定し	た運営の支	:援を	を目的とする。	o			
補	助事	事業	等	の内	容	社会福祉	法人文	京槐《	の会運営に	こよ	おける補助対	象	者の人件費を	2補助	カする。		
補	助対	象	経 費	で 内	容								で、法人の本語 者の職にある。		おいて事務に 係る人件費	従事する耶	畿員に係る
						□区民			舌動団体				定非営利活動	协団体	は) 🗌 事業者	· _/	その他
補	助	事	業	者	等					合	は具体的に	記入	()				
						社会福祉	法人文	京槐	の会								
						□ 定率	補助	力率)		□ 定額	(補助	的額)
						□補助	単価 〔	補助	力単価				単位) 🗆	規定なし	✓ その他
補	助	金	Ø	算	出	[その他の場合は具体的に記入] 補助対象となる職員の人件費について、毎年度ごとに法人からの交付申請を受け、調査のうえ交付する。											
							ま補助単	単価の)場合は金	額	設定の考え	方を	を具体的に記	.入〕			
公	募		<u></u> の	状	況	非公募											
	績 報 途		計時 確	におけ 認 方	ナる 法	□ 領収	な書(写し	,) [契約書		✓ 決算書		□ 成果物		その他(
						☑ 区単	独		負担割	合	区		国		都	補助対象	*者
補	助•	単	独	の状	況	□ 補助	(区上乗	せ無り	し) 上乗せ(ח				1		•	
						□ 補助	(区上乗	せ有り									

3 補助金の交付の適否に関する基準 [A:適合している、B:適合していない、C非該当]

項目	内容	判定	判定の理由
	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	В	設立当時と異なる状況の中で、本補助の主旨について、 考え方を整理する必要が生じている。
必要性	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	А	障害福祉事業の安定的な供給につながるため、区の政 策に合致する。
(公益性)	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	А	障害福祉サービスに関する先駆的かつ積極的な取り組 みにを行ってきた法人であり、行政が行うべき事業であ る。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	А	安定した運営が困難になるため、マイナスの影響は大きい。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	С	
ATIL	交付先は適正な手続きによって決定されているか	С	
	補助金の交付以外の代替策はないか	Α	人件費の補助のため代替策はない。
効率性	補助金の交付による効果が認められるか	А	本補助の実施により、当法人が取り組む先駆的かつ積極 的な障害福祉サービスが向上し、区全体の障害福祉向上 に寄与している。
(有効性)	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	А	法人の運営が安定することにより、強度行動障害等のある対応困難ケースに関しても積極的に取り組み、成果が 認められる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	Α	法人の運営が安定することにより、区委託事業を含めた 法人事業を円滑に実施でき、区民の利用に還元できてい る。
適正性 (適格性)	法令等に抵触していないか	Α	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
(妥当性) ※個人等 の補助金	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	当該団体は障害福祉サービスに関する先駆的かつ積極 的な取り組みを行ってきた法人である。
については 不要	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	Α	条例及び要綱に基づきいた書類の提出により使途を明確にしている。

4 交付実績 (件、千円)

	項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)	
交付(見込み)件数		1	1	1	1	
	決算(予算)額	15,755	23,267	23,436	23,679	
	国庫支出金	0	0	0	0	
	都支出金	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
	一般財源	15,755	23,267	23,436	23,679	
	•					

26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)

社会福祉法人文京槐の会へ常務理事の職にある者、本部において事務に従事する職員、法人が運営する生活介護事業所の管理者の職にある者に係る人件費を補助し、事業所の安定した運営を行うことにより区の委託事業及び法人の事業を円滑に実施することができた。

5 課題及び今後の方向性

補助要綱を見直した平成24年度以降、都有地活用による新規事業の開始、動坂福祉会館閉館に伴う委託事業の廃止・縮小等により、法人全体の事業の枠組みに大きな変化があった。槐の会の安定的な運営は区の障害福祉事業にとって不可欠であり、他の法人、事業所との公平性に留意しながらも現状としては、継続した補助が必要であるが、これまでの経緯や成果を踏まえつつ、今後、補助のあり方を整理する必要がある。